

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
第1回提言（4月16日）		
1. 情報発信について		
①	・外出自粛要請などの市長から市民に対する定期的かつ継続的な強いメッセージの発信	①市長からのメッセージ発信について【危機管理課】 ・市民の皆様へ伝えるべき重要な内容については、市長メッセージを通じて、ホームページやSNS、テレビ、新聞などにより市民の皆様へ、分かりやすい情報の周知に努めてまいります。
②	・感染者行動履歴及び回復状況などのスピーディな情報発信による感染拡大の防止、及び風評被害の防止、市民の不安払拭のため、高齢者・障がい者・外国人等を含めた市民に向けたプッシュ型情報発信（SNS・防災ホットメール、新聞広告、他）	②高齢者・障がい者・外国人等を含めた市民に向けたプッシュ型情報発信について【危機管理課、国際課、生活衛生課】 ・緊急事態措置の実施主体である県とも連携し、緊急事態宣言中における不要不急の外出や特定警戒地域との往来について、機会を捉えて、市民に対して周知を徹底してまいります。 ・市ホームページのほか、TwitterやLINE、Facebookも活用し、迅速に幅広く情報を提供いたします。また、多様な情報発信ツールを活用し、多言語による情報提供を推進してまいります。 ・インターネット環境の無い市民の皆様に対しての周知方法については広報はまつのほか新聞やテレビなどのパブリシティを活用してまいります。 ・市長記者会見のライブ中継及び字幕配信（UDトークを活用してリアルタイムで字幕配信し、誰もが同時に情報を得ることができるよう環境づくりを図ります。（5月14日報道発表）
2. 医療体制について		
①	・感染者の増加を想定した準備（病床数の確保、軽症者隔離施設、人工呼吸器、ECMOの追加とオペレーター手配、看護師確保に向けた元看護師への依頼等）	①感染者の増加を想定した準備について【健康医療課、病院管理課】 ・医療体制については医療調整本部を立ち上げ、各医療機関の感染症専門家等と連携して対応しているが、更に充実を図るために、各分野（小児、障害、精神等）の専門家と連携を強化してまいります。 ・医療センターの看護師については、感染症病棟以外の病棟から配置し、必要な体制を確保してまいります。 ・宿泊療養施設の確保につきましては、引き続き県に協力する形で進めてまいります。
②	・医療従事者へのマスク等備品の十分な配備（医師、看護師、救急隊員等）	②医療従事者へのマスク等備品の十分な配備について【保健総務課、警防課】 ・正規のルートである卸業者からの供給が回復するまでの期間は、国が一括購入したものや市民からの寄付によって入手したマスク等を、衛生資材が不足する医療機関等に優先的に配布することにより、医療従事者の安全を確保します。 ・購入機会の情報はできる限り医療機関と共有を図り、適切な製品の入手や支援に努めてまいります。 ・救急隊員等におけるマスク等備品の十分な配備については、市関係部局及び納入業者と綿密に連絡を取り、枯渇することがないように、調整、配備に努めてまいります。
③	・感染検査体制の拡充	③感染検査体制の充実について【保健環境研究所】 ・予備費により、2台追加（6月中に納入予定）し80件／日検査が可能となります。 ・ドライブスルー、ウォークスルー方式による移動式PCR検査センター（トレーラーハウス）により1日100件程度まで検査が可能となった。（5月26日報道発表）
3. 自粛要請の影響対応について		

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
①②	・本市在住の外国人を含めて、経済的に困窮している方に対する市の独自支援の実施 ・自粛要請により影響を受けている個人・事業者への経済的な支援（家屋・店舗家賃補助等の生活・事業継続に即効性のある施策の実施）	①外国人を含めて、困窮している方に対する市の独自支援の実施【産業振興課】 ②自粛要請により影響を受けている個人・事業者への経済的な支援【産業振興課】【福祉総務課】 ・本市の協力金や国の持続化給付金などの支援策の効果、また、国が新たに検討している家賃支援に係る動向を注視してまいります。 ・生活自立相談支援センター「つながり」へ相談に訪れるのを待つだけでなく、「つながり」への相談を促すなど適切な措置を講ずるほか、「つながり」と各区社会福祉課間での情報交換を緊密に行い、生活保護が必要とされる方は確実に申請窓口へつなぎ、速やかに保護決定していきます。 ・生活保護申請者が急増した場合は面接相談員、ケースワーカー及び通訳の増員を図るなど、適時適切な支援が行えるよう万全の体制を確保していきます。
③	・緊急雇用対策として、雇止めや内定取り消し等により職を失った市民の為に臨時職員として雇い、新型コロナウイルス感染症関連業務を実施（公共施設の手すり、ドアノブ、ボタンなど人が触れる場所の除菌作業や混雑緩和に向けた案内要員の配置など）	③緊急雇用対策として、雇止めや内定取り消し等により職を失った市民のために臨時職員として雇い、新型コロナウイルス感染症関連業務を実施【人事課】 ・随時ハローワーク浜松に照会をかけ、本市の状況等に注視しながら必要な雇用に努めてまいります。 ☆ 第2回提言 8. に一部回答あり（大学生の事務職員会計年度職員として雇用）
4. 小中学校・市立高校の学校休業の対応について		
①	・新学期早々の学校休業による学習の遅れを挽回するための考え方と施策の早期提示、合わせて今年度設置予定の小中学校の空調設備の前倒し早期設置実施	①学習の遅れを挽回に対する施策するための考え方の早期提示、小中学校への空調設備の前倒し早期設置について【指導課、教育施設課】 ・各学校に対して、授業時数確保のための教育課程の工夫や指導計画の見直しによる効果的な指導方法等について指導してまいります。 ・空調設備の整備については、施工事業者と工期の前倒しについて調整しておりますが、人工の確保等が困難で工期の更なる前倒しは難しい状況です。
②	・小中学校の休業や外出自粛要請を受けている子供たちのメンタルヘルスケア対策	②小中学校の休業や外出自粛要請を受けている子供たちのメンタルヘルスケア対策について【指導課】 ・各学校において、段階的に登校日等を増やし、きめ細かに児童生徒の心身の健康状態を把握しております。 ・指導課に心配な児童生徒の報告があった場合は、素早く関係機関と連携し対応してまいります。
③	・自習学習対象学年の拡大	③自主学習対象学年の拡大【教育総務課】 ・現在の対象学年（小1～小3及び発達支援（小・中））は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることと、自宅等において過ごすことができない子供への対応の必要性の両方を勘案したうえで決定したものであり、これ以上の学年拡大は難しいと考えております。
④	・休業中の自宅学習支援の強化（教育委員会からの指導方針の発出、ICT活用による自習、質問対応など）	④休業中の自宅学習支援の強化【指導課、教育施設課】 ・教科書と併用できる「家庭学習用プリント」や解説動画の制作、配信を進めてまいります。 ・小中学校から動画等を配信することができる環境（クラウド型学習プラットフォーム（Google-Classroom））を構築いたします。 ・児童生徒1人1台学習用コンピュータの整備を行う「GIGAスクール構想」の早期実現を目指してまいります。

市民クラブ提言に対する行政回答・対応

2020年5月27日

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
⑤	・臨時休業に関する相談窓口の設置（学校直接ではなく教育委員会に設置）	⑤臨時休業に関する相談窓口の設置【教育総務課】 ・教育総務課にて全般的な問い合わせに対応するとともに、内容に応じて各課で所掌事務に関する詳しい説明を行うことで、引き続き適切な対応に努めます。
⑥	・幼稚園、保育園、放課後児童会の自主登園・利用の検討、合わせて感染予防対策強化（施設の消毒徹底・3密防止）	⑥幼稚園、保育園、放課後児童会の自主登園・利用の検討、合わせて感染予防対策強化【教育総務課、幼児教育・保育課】 ・市立幼稚園については、6月1日から通常登園といたします。 ・保育所等は、感染予防対策を講じたうえで、可能な限り3密状態を回避するために、5月31日まで登園自粛の要請を継続し、6月1日から通常開所といたします。 ・放課後児童会も6月1日から通常どおり開設いたします。 ・消毒液については、国の優先供給スキーム等を活用し、必要量を調達します。
5. 役所の対応について		
①	・閉庁時の人的確保、実証実験中のAI家康くんの活用など相談体制の強化	①閉庁時や人的確保、実証実験中のAI家康くんの活用など相談体制の強化【福祉総務課、デジタル・スマートシティ推進事業本部、人事課】 ・5月中旬にはコールセンターはフリーダイヤル化するとともに、特に市民の方から問い合わせの多い、「感染症に関すること」、「雇用や事業継続に関すること」、「特別定額給付金に関すること」については、音声案内を利用して担当する部署に直接つなげることとし、スムーズな対応をまいります。 ・今後人員増が必要な業務には、4月に見直しを行った業務継続計画「新型インフルエンザ編」を踏まえ、一時的に業務の縮小や延期が可能な部署に従事している人員を充ててまいります。 ・市のライン公式アカウントにメニュー選択機能を設け、必要な情報にアクセスしやすくしてまいります。
②	・転入出や給付金手続きなどの窓口の混雑対応として電子申請や郵送手続の推進	②転入転出や給付金手続きなどの窓口の混雑対応として電子申請や郵送手続の推進【市民生活課、福祉総務課】 ・市民からの電話による問い合わせ時やホームページなどを利用し、郵便による転出届を積極的に案内してまいります。 ・国の動向を注視しつつ、届出や交付申請の電子申請化について調査研究をまいります。 ・特別定額給付金の申請受付は、オンライン申請と郵送による申請を基本としており、原則どおり実施してまいります。
③	・窓口における感染を防止するための防護設置	③窓口における感染を防止するための防護設置【アセットマネジメント推進課】・自立型卓上仕切り板を購入し、引き続き窓口における新型コロナウイルス感染症に対する飛沫感染対策を行い、市民及び関係職員の安全を確保します。
6. その他		
①	・友好都市協定締結都市に対する協力要請（マスク・消毒液などの備品確保）	①友好都市協定締結都市に対する協力要請【国際課、観光シティプロモーション課】 ・関係部局と調整し、本市の防疫物資の保有在庫の状況や友好都市協定締結都市等の感染状況を勘案した上で、防疫物資確保に向けた協力要請を行ってまいります。

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
②	・自治会やPTA等の行政機関や学校等と連携する団体の活動に対する指針作成	②自治会やPTA等の行政機関や学校等と連携する団体の活動に対する指針作成【市民協働・地域政策課、教育総務課】・引き続き浜松市自治会連合会と連絡を密にし、必要な情報を交換いたします。 ・新型コロナウイルス感染症の長期化も想定されるため、感染拡大防止と自治会の円滑な運営のバランスを見ながら、自治会活動に関する対応の見直し等について支援してまいります。 ・PTA会合の開催については、3密の回避など、新型コロナ感染症拡大防止の一般的な注意点を、学校を通じて啓発してまいります。
③	・国勢調査員や民生委員など多数の人と面会する必要がある事務の活動見直し	③国勢調査や民生委員などの多数の人と面会する必要がある事務の活動見直し【文書行政課、福祉総務課】 ・国勢調査の調査員説明会については、3密を回避するため、開催回数を増やし、1回当たりの人数を減らします。 ・総務省において7月上旬までを目途として、調査期間の延長等を含めた調査の在り方について方針を定めることになっているため、方針に基づき、調査を進めてまいります。総務省では、指導用DVD作成や非接触の調査方法（インターホンで説明し、調査書類を郵便受けなどに入れる方法）を検討中です。 ・民生委員児童委員については、現在の対応どおり、会議、研修及び部会の開催や訪問の自粛を行うなど、活動内容の見直しを行い、多数の人との接触を避けることとしております。

第2回提言（5月8日）		
1.	特別定額給付金の早期支給対応について 5月8日から、早期に支給が必要な世帯の方を対象とした早期特別申請が行われるにあたり、例えば、支援を急ぎ必要としている方々とのつながりを持つと思われる各種団体等に協力をお願いするなど、この早期特別申請の周知を徹底すること。	
2.	各種申請に関する相談窓口の設置と充実について 多くの小規模事業者にとって雇用調整助成金申請等についての理解・書類作成が難しいなどの状況への対応のため、電話無料相談に加え、法律専門家を配置した対面相談窓口の設置ならびに相談費用の助成を行うこと。	

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
3.	休業要請解除に伴う事業者への支援について 事業再開にあたって感染防止への取り組みは必須であり、事業者には入場時の手指消毒対応、対面する場でのマスク・フェイスガードの装着、間仕切り等の設置等の対策が求められる。しかし、未だアルコール消毒液を始め、様々な機材が簡単には入手出来ない現状となっている。ついては、事業者が再開にあたって感染防止対策を徹底できるように消毒液やマスク・フェイスガード、間仕切り設備などの販売斡旋や購入補助を行うこと。	【令和2年度5月補正予算案】3密対策事業者支援事業 1 支援内容 ・つい立、フェースシールドの購入、レジ前ビニールシートの設置、換気扇の増設、飲食スペースの改修等 ・令和2年4月7日（国の緊急事態宣言発令日）以後に購入、設置したもの 2 対象者 接客や密集、密接、密閉が高い業種（※）で、浜松市内で以下の対象事業を運営する中小企業者・個人事業主 ※経済センサス産業分類に基づく、以下の小分類に該当するもの 小売業 保険業 不動産業 物品賃貸業 写真業 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業 洗濯・理容・美容・浴場業 旅行業 衣服裁縫修理業 冠婚葬祭業 写真プリント、現像・焼付業 他に分類されないその他の生活関連サービス業 娯楽業 幼稚園 幼保連携型認定こども園 その他の教育、学習支援業 一般診療所 歯科診療所 助産・看護業 社会保険・社会福祉・介護事業 3 補助率・上限額 ・1事業者あたり1/2、上限30万円（他補助金との重複は不可） 4 事業費 20億円（6,500事業者程度、事務費）
4.	ふるさと納税の寄付金の活用による財源確保について ふるさと納税の寄附金の活用を希望する政策メニューの選択肢に新型コロナウイルス感染症対策を加え、過去に寄付してくれた方への案内を強化し、財源確保を推進すること。	2020年5月 ふるさと納税で事業者を応援。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた浜松市内の事業者を対象に、農林水産物などの過剰在庫の解消や、販売促進を支援するため、返礼品の一部を変更

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
5.	予備費を使った教育用の動画等の配信について 4月30日に通達された予備費の使途として、教育関連では子どもたちの学びの保証として学習支援のための動画制作が事業の一つになっている。動画の作成・配信のスケジュール、事業内容等の具体的な計画を早急に策定し、児童・生徒・保護者に提示すること。	5月11日市民文教委員会 学校臨時休業中の児童生徒の学習について 学校教育部指導課 教育センター 教育施設課 市立高校 1 目的 学校臨時休業中に、児童生徒の家庭学習を支援する動画を作成するとともに、各学校から も動画等の配信ができる環境を整備する。 2 事業内容 (1) 学校休業時における子供たちの学びの保障 【指導課】 ・学習支援のための動画の制作 ・動画の撮影、編集、ナレーションの吹込み、校正(DVD の提供) 100本制作 各 10 分程度の動画 (2) 動画等配信に係る教職員研修 【教育センター】 ・児童生徒への、学習等に関する動画や資料の配信方法について、小中学校教職員を対象に研修を実施 (3) 動画等配信環境の整備 【教育施設課・市立高校】 ・児童生徒への動画等の配信が実施可能なクラウド型学習プラットフォームを全小中学校 及び市立高校で利用できるよう、アカウントの作成 ・導入サポート等の環境整備を実施 ①アカウントの作成・・・約 68,400 アカウント (教職員 約 5,000、児童生徒 約 62,000、市立高校教員・生徒 約 1,400) ②導入サポート・・・紙マニュアル、動画マニュアルの作成、オンライン研修の実施など 3 事業費 24,219 千円 ・指導課 3,300 千円 委託料 (動画撮影、編集等業務委託) ・教育センター 1,914 千円 委託料 (マニュアル等作成業務委託) ・教育施設課 12,705 千円 委託料 (アカウント設定・説明資料作成等業務委託) ・市立高校 6,300 千円 委託料 (アカウント設定・説明資料作成等業務委託)
6.	図書貸し出しの早期再開・電子図書館の充実について 本を読むことを楽しみにしている方々のため、小中学校の休業期間に読書をしたいと望んでいる子どもたちのために、消毒の徹底ならびに入館人数を限定するなどの3密を防ぐ対策を取った上で、図書の貸し出し業務を早期に再開すること。 本を借りる手段として浜松市電子図書館の増強・充実を図ること。	図書館の再開日程 5月18日から一部制限を設けて再開 (～5月24日まで制限：開架資料および新聞・雑誌コーナーの資料閲覧・貸出、受付窓口での資料(本・雑誌・AV資料)の予約申し込み※電話・インターネットでの予約は可) (～6月1日まで制限：閲覧室の利用、インターネットコーナーの利用、AV資料視聴コーナーの利用、会議室利用) 6月1日から通常サービスを再開

市民クラブ提言に対する行政回答・対応

2020年5月27日

No	市民クラブ提言	行政回答・対応
7.	雇用におけるマッチング対策 新型コロナウイルス感染症の影響により雇用を失った労働者や新卒内定取消者など雇用不安が増大している。半面新型コロナウイルス感染症の影響を受け人材が不足している企業もあることから両社のマッチングを含め、浜松市独自の雇用創出をすること。	
8.	浜松市による臨時雇用 雇止めや内定取り消し等により職を失った方を臨時職員として採用し、新型コロナウイルス感染症関連業務（公共施設の手すり、ドアノブ、ボタンなど人が触れる場所の除菌作業や混雑緩和に向けた案内要員の配置など）を実施すること。	2020年5月20日報道発表 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急雇用について 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化を受け、アルバイト等の収入減によって学費を工面できないなど、経済的な影響を受けている大学生等をサポートするため、会計年度任用職員(事務支援員)を募集する。 対象者：市内に在住する大学等の学生又は市内の大学等に通う学生（採用予定人数15名程度） ※大学等には大学院、短期大学および専修学校の専門課程を含む 2020年5月26日報道発表 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急雇用について 新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や会社都合により職を失った方等を対象に、会計年度任用職員（事務支援員）を募集する。 業務内容①新型コロナウイルス感染症関連業務、②新型コロナウイルス感染症の影響で滞っている業務 募集人数 10名程度 対象者 市内に在住し、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や会社都合で職を失った方 任用期間 令和2年7月1日から 最長で12月31日まで 募集期間 5月27日から6月5日（消印有効）までに提出書類を郵送
9.	介護施設への支援について 感染防止のため施設や職員への衛生用品（マスク、アルコール消毒液等）の優先的な販売斡旋や購入補助を行うこと。	
10	医療従事者等への支援について 新型コロナウイルス感染症への対応や市民生活を支えるために多忙を極めている医療・介護従事者、物流、生活インフラに関わる仕事をしている方への支援として、ベビーシッターや家事支援サービスなどの利用クーポン配布を行うこと。	